

愛知県における農薬使用状況

本県における農薬使用量の推移は、下記のとおりです。

年 度 項 目		R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	前年対比
殺 虫 剤	使用量 (t or kl)	2,742.2	2,651.4	2,718.0	2,663.1	2,238.5	84.1%
	金 額 (百万円)	5,737	5,563	5,394	5,322	5,424	101.9%
殺 菌 剤	使用量 (t or kl)	2,045.8	1,983.1	2,042.3	2,212.0	1,941.8	87.8%
	金 額 (百万円)	2,242	2,202	2,171	2,328	2,403	103.2%
殺 虫 殺 菌 剤	使用量 (t or kl)	741.1	761.5	756.3	738.4	731.1	99.0%
	金 額 (百万円)	834	879	883	821	823	100.2%
除 草 剤	使用量 (t or kl)	6,023.0	6,310.8	6,440.7	6,324.9	5,606.2	88.6%
	金 額 (百万円)	5,810	6,159	6,065	6,937	6,717	96.8%
そ の 他	使用量 (t or kl)	180.2	203.7	209.1	188.7	200.2	106.1%
	金 額 (百万円)	486	476	485	462	532	115.2%
県 計	使用量 (t or kl)	11,732.3	11,910.5	12,166.4	12,127.1	10,717.9	88.4%
	金 額 (百万円)	15,109	15,279	14,998	15,870	15,898	100.2%
全 国 計	使用量 (t or kl)	221,820.7	222,625.4	226,467.7	226,248.2	207,621.2	91.8%
	金 額 (百万円)	374,234	377,795	383,798	386,630	399,572	103.3%

農薬年度は、前年10月～当年9月（「農薬要覧2019～2024」一般社団法人日本植物防疫協会編）

愛知県農薬安全使用指導指針

第1 趣 旨

農薬は、農業生産の安定・向上に重要な役割を果たしているが、使用方法を誤ると、自然環境の汚染、人畜・生活環境動植物の危・被害及び食品中への農薬残留等の面で重大な問題が生じるおそれがある。

このため、農薬の使用については、国の定める農薬を使用する者が遵守すべき基準（以下「農薬使用基準」という。）、県農業病虫害防除の手引き等に沿うとともに、この指針によって、指導の徹底を図るものとする。

第2 指導推進事項の項目

- 1 農薬取締法、毒物及び劇物取締法、消防法並びに食品衛生法等関連法令の遵守
- 2 国の定める農薬使用基準、県農業病虫害防除の手引き等の遵守
- 3 農薬使用上の注意事項の遵守
- 4 使用規制する農薬及び規制内容の遵守並びに無登録農薬の排除
- 5 住宅地等における危・被害防止
- 6 家畜、みつばち及び蚕に対する危・被害防止
- 7 生活環境動植物等に対する危・被害防止及び水質汚濁の防止
- 8 パラコートを含む除草剤の使用上の注意
- 9 農林水産航空事業における危・被害防止
- 10 無人航空機による病虫害防除における危・被害防止
- 11 総合的病虫害・雑草管理（I P M）の推進

第3 指導推進事項の内容

- 1 農薬取締法、毒物及び劇物取締法、消防法並びに食品衛生法等関連法令の遵守
 - (1) 農薬取締法に基づく水質汚濁性農薬及び農薬取締法第16条に基づく「生活環境動植物に有害な」旨の表示のある農薬については、県の水質汚濁性農薬等適正使用指導要領の規制を遵守する。
 - (2) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物に該当する農薬については、取扱いに当たり毒物及び劇物取締法の規定を遵守する。
 - (3) 消防法に基づく危険物に該当する農薬については、取扱いに当たり消防法の規定を遵守する。
 - (4) 食品衛生法に基づく食品の成分規格としての農薬の残留基準の趣旨を周知・徹底する。
- 2 国の定める農薬使用基準、県農業病虫害防除の手引き等の遵守
 - (1) 農薬使用基準とは、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農薬取締法第25条に基づき農林水産省令・環境省令をもって、その種類ごとに以下の事項について定められたものであり、農薬使用者はこの基準に違反して農薬を使用してはならない。
 - ア 農薬使用者の責務
 - イ 表示事項の遵守
 - ウ くん蒸による農薬の使用
 - エ 航空機を用いた農薬の使用
 - オ ゴルフ場における農薬の使用
 - カ 住宅地等における農薬使用
 - キ 水田における農薬の使用
 - ク 被覆を要する農薬の使用
 - ケ 帳簿の記載
 - (2) 本県における農作物の病虫害防除に当たっては、国の定める農薬使用基準のほか、県の定める農業病虫害防除の手引き等を遵守する。
- 3 農薬使用上の注意事項の遵守
 農薬を安全かつ適正に使用するためには、農薬の特性、使用方法、危害防止方法、中毒時に

おける措置等について、使用者自身が十分認識を深めていることが必要である。

(1) 農薬の散布について

ア 散布前の注意事項

(ア) 農薬の製品には、使用方法、使用上の注意事項が表示されているので、これをよく読み、表示されている使用方法等を遵守する。

(イ) 散布作業に必要なマスク、保護クリーム、手袋、帽子、長靴、長袖シャツ、上着、長ズボン、防除着、保護メガネ等は、あらかじめ準備しておく。

(ウ) 使用する器具・施設が作業中に故障しないように完全に整備されているかどうかを十分点検する。

特にホースの接続部分等の不良により、薬液が噴出したりすることのないように注意する。また、温室、ビニルハウス等（以下、「温室等」という。）の施設内でくん煙、くん蒸などを行う場合は、ガス漏れのないように施設の細部にわたり十分点検・整備する。

(エ) 子供や散布に関係のない者が、作業現場に近づかないように配慮する。

(オ) 万一の事故に備え、薬剤の名称や毒物・劇物の区別等を記録しておくとともに、毒性の程度や応急手当、解毒方法等を把握しておく。

(カ) 体調の優れない者や、農薬の散布作業に配慮が必要な者は、散布作業に従事しない。

(キ) 散布作業によって中毒になった者は、その中毒が重い場合には完全治癒してから1か月以上、軽い場合でも7日から10日以上経なければ、散布作業に再び従事しないようにする。

(ク) 薬剤散布直後に除草などの管理作業のため、ほ場内に入ることをないように、あらかじめ必要な作業は済ませておく。

特に、温室等の施設内で農薬散布（注入、くん煙及びくん蒸を含む。）する場合は注意する。

(ケ) 使用された農薬により、水道や河川、湖沼、海域及び養殖池（以下、「河川等」という。）を汚染ないように散布地域の実情を十分考慮しておく。

(コ) 学校、病院及び住宅地等に接した地域で農薬を使用する場合、あらかじめ付近の住民等に注意事項を連絡し、人や家の中あるいは食物や洗濯物等に農薬がかからないよう措置する（第3の5参照）。

特に、一時に広範囲の防除を行う場合は、細心の注意を払い、危害が生じないように措置する。

イ 散布液調製時の注意事項

(ア) あらかじめ散布面積、作物の大きさ、病害虫の種類等を把握して、必要な散布液量を調製し、散布時に過不足が生じないようにする。

(イ) 散布液の調製の際は、経験者が必ずゴム手袋やマスク、保護メガネを着用するとともに、できるだけ顔や手など露出部分を少なくし、保護クリームを塗っておく。

特に、粉末の水和剤等は、風に舞いやすいので注意し、粉末を吸い込まないように慎重に取り扱う。

(ウ) 薬液を計るときは、瓶の周囲に薬液が付かないように注意し、計り終わったら1回ごとに必ず栓をする。もし、瓶の周囲に薬液が付いたときには、布切れなどでよく拭き取り、薬液の付いた布切れなどは危険のないように適切に処理する。

(エ) 乳剤の調製に当たっては、原液を初めは少量の水に溶かし、徐々に所定量の水と混合し、よくかきまぜて作る。粉末の水和剤の調製に当たっては、粉末を少量の水でのり状によく練ってから、徐々に所定量の水を加えながら混ぜて作る。この場合、水滴が跳ね返らないように注意する。

(オ) 薬液が道路などにこぼれたときは、直ちに汚染された部分の土を排除するか、洗い流すなどして危険のないようにしておく。

また、この際、洗い流した液が用水や河川に流れ込むことのないように配慮する。

ウ 農薬の飛散防止

農薬散布を行う場合、農薬が飛散し、人畜や周辺環境等に危害を及ぼすことがないように最大限配慮する（住宅地等における危・被害防止は第3の5参照）。

また、周辺で栽培されている食用農作物が残留農薬基準を超え、又は有機農産物に関する認証が受けられなくなる等の、防除対象以外の農作物への損害が生じないように、必要な措置を講じる。

- (ア) 周辺農作物の栽培者に対して、事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について連絡する。
- (イ) 当該病害虫の発生状況を踏まえ、最小限の区域における農薬散布にとどめる。
- (ウ) 無風や風の弱い時間帯など近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向きやノズルの向き等に注意する。
- (エ) 周辺農作物の収穫時期が近い場合は、飛散が少ない農薬の種類や形状、散布方法、散布器具に変更する。
- (オ) 上記対策をとっても飛散が避けられないような場合は、散布日の変更等を検討し、その上でやむを得ないと判断されれば、周辺農作物の栽培者に収穫日の変更やほ場の被覆等の対策を要請する。
- (カ) 農薬の飛散が生じた場合は、周辺農作物の栽培者等に対して速やかに連絡するとともに、地域組織と対策を協議する。

エ 農薬散布時の注意事項

- (ア) 散布作業に慣れてくると、油断して取扱いが粗雑になりがちなので、作業に当たっては、指導者の指示に従うなど、常に安全な作業に心がける。
- (イ) 服装の不完全な者が中毒するケースが多いので、必要に応じ、顔、手足などに保護クリームを塗り、帽子、マスク、長ズボン、長袖の上着などの作業着、ゴム手袋、ゴム長靴、保護メガネなどを着用する。上着や長ズボンは、防水したものを用いる。
- (ウ) 果樹園のような高い所へ薬剤を散布する場合は、頭巾のように頭から肩まで覆うことのできる帽子と、できるだけ農薬散布用に作られた補助着（防除着）で、防水したものを着用する。
- (エ) 散布に当たっては、風向きを考え、風下から逐次風上に散布作業を進めるとともに、常に身体を風上に置き、噴霧液や散布粉を直接浴びないようにする。
また、周辺の環境に影響を及ぼさないように、散布農薬が周囲に飛散しないように配慮する。
- (オ) 作業は、日中の暑いときを避け、朝夕の比較的涼しい時間を選んで行うとともに、連日の散布を避け、できれば共同防除で行うようにする。
- (カ) 休憩時や散布後に、たばこを吸い、又は飲食をする場合は、必ず手や顔をよく洗い、同時にうがいをする。
- (キ) 作業中に頭痛、めまい、吐き気など気分が悪くなった場合には、直ちに作業をやめ、同時にうがいをする。
- (ク) 薬剤が皮膚についた場合は、直ちに石けん水で皮膚を洗い、また、散布液をひどく浴びたときには、交代するなり、衣服を替えるなりする（常に予備の着替えをビニール袋に入れて用意しておく。）。
- (ケ) 防除作業員の人員や散布時間には十分な余裕をとり、無理に強行することのないようにし、同じ者が長時間散布作業に携わることのないように配慮する。
- (コ) 温室等の施設内で散布する場合は、施設内に農薬がこもり、作業者の体に付着し、吸いやすくなるので、特に服装を厳重にし、必ず専用の防毒マスクを着用する。
くん煙の場合も同様であり、くん煙後、14～15 時間は施設内に立ち入らないよう実施時間（例えば夕方行うなど）を配慮する。やむを得ず施設内に入るときは、専用の防毒マスクを必ず着用する。
- (サ) クロルピクリンくん蒸剤等ガスを利用して殺虫・殺菌する農薬を温室等の施設内で使

用する場合は、隔離式有機ガス用の防毒マスクを必ず着用し、施設を開放した状態で作業するとともに、作業後は施設外にガスが漏れないように常に点検する。

ガス化する農薬及びくん煙剤等を施設内で使用した後は、必ず人のいないことを確認し、施設の出入口は施錠する。

- (シ) クロルピクリンくん蒸剤等ガスを利用して殺虫・殺菌を屋外で行う場合は、人家などの近くや、一時に広範囲に使用せず、作業者は専用の防毒マスクを必ず着用する。

また、その他周辺の環境条件を十分配慮し、危害の起こらないよう万全の措置をとってから実施する。

- (ス) パイプダスター散布中のホースの中央は、農薬の濃度が高く危険なので、中持ちは絶対にしない（どんなに長いホースでも風量を調節することによって中央の持ち上がりをなくすることができる。）。

- (セ) メソミル剤及び同剤との混合剤は、腰の高さ以上の散布及び施設内や、その他噴霧のこもりやすい所での散布は絶対に行わない（第3の4の（1）参照）。

- (ソ) 育苗箱、ペーパーポット等に農薬を使用する際は、使用農薬が周囲にこぼれ落ちないように慎重に防除を実施する。

- (タ) 配置剤のうち残留基準が設定されている成分を含む農薬については、農作物の茎葉部や根部と農薬成分が接触しないよう、栽培ほ場の周辺部又は栽培ほ場内に設置したトレイ(皿)上に配置する。

- (チ) 散布中は、防除機周辺が無防備になりがちなので、農薬の盗難等には十分注意する。

オ 農薬散布後の注意事項

- (ア) 使用した防除器具は、薬剤タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所に注意して、洗浄を十分に行う。また、洗浄液、使用残りの薬液は河川等に流さずに、散布むらの調整等に使用する。

- (イ) 使い残した農薬は、密封、密栓し、未使用の農薬と一緒に農薬専用の保管庫などへ収納・施錠し、子供などが手の届かないところへ置く。

また、飲料用空き瓶等への移替えは誤飲等の事故につながるので絶対にしない。

- (ウ) 使用後の空容器、空き瓶及び空袋を野焼きしたり、戸外に放置することのないよう注意し、廃棄物処理業者に処理を委託するか、市町村又は農業団体等による回収・処理システムのある地域では定められた方法により処分するか、若しくは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則」に定める基準に適合する施設で焼却する。

また、スプレー式農薬の空き缶は、必ず穴を開け、ガス抜きした後、空容器と同様に適切に処理する。

- (エ) 不要な農薬は、厳重に保管するか、又は廃棄物処理業者に処理を委託するか、市町村又は農業団体等による回収・処理システムのある地域では定められた方法により処分する。

- (オ) 手足はもちろん全身を石けん等でよく洗うとともに、衣服は下着まで全部取り替え、作業に使用した衣服は必ず洗剤等を用いてよく洗う。

また、作業に使用した衣服は、翌日、そのまま着用することのないよう注意する。

- (カ) 作業後及びその晩は、次の諸点に注意すること。

a 飲酒を慎む。

b 夜更かしをしない。

c 気分が少しでも悪くなったら医師の診断を受ける（医師の診断を受ける際には、農薬散布作業の内容と使用農薬名を告げる。）。

- (キ) クロルピクリンくん蒸剤等ガス使用による防除を行ったほ場や施設等は、ガス漏れによる危害の起こらないように数日間は巡回点検するとともに、施設では出入口に施錠し、立札を掲示するなど、みだりに人が立ち入らないようにする。

特に、被覆を要する農薬を使用した場合は、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するための措置を講じるよう努める。

- (ク) 水田等に農薬を使用した場合は、農薬がほ場外に流出しないよう管理・点検する（第3の7の（5）参照）。
 - (ケ) 農薬を使用した年月日、場所、農作物名、農薬の種類又は名称、単位面積当たり使用量及び希釈倍数等について、防除の記録（防除日誌）を付ける。
 - (2) 種子消毒の廃液処理について

共同育苗施設等における水稻種子消毒廃液については、周辺環境に影響を及ぼさないよう、次のいずれかの方法より、適切に処理する。

 - ア 産業廃棄物処理業者等に処理を委託する。
 - イ 廃液処理設備を導入し、これにより適切に処理する。

なお、廃液処理設備による処理の際に発生する汚泥等については、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

 - ウ 薬剤による浸漬処理法から、粉衣処理法、塗沫処理法、吹き付け処理法等に切り替える。
- (3) 農薬の購入及び運搬について
 - ア 購入時の注意事項
 - (ア) 使用農薬の選定に当たっては、防除の目的に合致する農薬のうちから、防除効果、使用方法、薬害、混合性、毒性、残留性、ほ場やその周辺の条件及び残液・空き瓶・空袋の処理等の難易などを総合的に判断し、最も適当な農薬を選定・購入する。
 - (イ) 選定した農薬は、防除計画に基づく必要量を購入し、保管中の農薬事故や目的外使用などの防止に努める。

なお、農薬販売業の届出のある業者から購入する。

 - (ウ) 毒物又は劇物に指定されている農薬の購入については、農薬販売者に薬剤の名称、数量、年月日、氏名、職業、住所等を記載し、押印した書面（毒劇物譲受書）を提出する。

なお、心身の障害により危害防止措置を適切に行うことができない者及び麻薬等の中毒者又は18歳未満の者は、購入できない。

 - (エ) 特定毒物である農薬を購入し、あるいは所持し、使用することが許されている者は、国、地方公共団体、農業協同組合等に限られているので、取扱いについては、特に注意する。- イ 運搬上の注意事項
 - (ア) 農薬を運搬するときは、途中で袋が破れ、瓶が割れ、又は栓が緩んでこぼれることがないように、保管箱に入れるなど包装を厳重に運搬する。

特に、クロルピクリンくん蒸剤等ガス化しやすい農薬は、厳重な注意が必要である。

 - (イ) 農薬は、弁当などの飲食物と同一の箱などに入れて運搬することのないよう注意する。
- (4) 農薬の保管・管理について

農薬は、長い間貯蔵しておくとき成分が変化して効力の低下や薬害が出やすくなるおそれがあるほか、保管・管理も不注意になるので、必ず計画的な購入により必要以上の農薬を長期間貯蔵しないようにし、事故が起こらないよう心がける。

農薬を保管するときは、次のことを遵守する。

 - ア 薬剤は、密栓して保管庫などに保管する。
 - イ 保管場所は施錠し、盗難・紛失の防止、その他誤用のないようにする。
 - ウ 保管場所は、薬剤が飛散したり、地下に染み込んだり、又は流れ出るおそれのない場所とする。
 - エ 毒物又は劇物に該当する農薬の保管場所には「医薬用外」の文字、毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を所定どおり書いておく。
 - オ 毒物又は劇物に該当する農薬は、それ以外の農薬と区分して保管する。
 - カ 薬剤は、他の容器、特に間違いの起こりやすい飲食物等の容器に移し替えない。

- キ 薬剤は、温度の高い所、光を受ける所及び湿度の高い所に長く置かないようにする。
- ク 消防法別表に定める危険物に該当する薬剤を一定数量以上保管する場合には、所轄の消防本部の許可を受け、又は届け出る。
- ケ 地震対策として次の点に留意して保管する。
 - (ア) 保管庫を固定・補強しておく。
 - (イ) 転倒時に破損しやすい瓶等は、保管庫内の下段に置き、しっかりとふたや栓をして箱に入れる等の転倒防止策を講じておく。
 - (ウ) 地震発生時に備え、農薬の流出・飛散を防止するため、土、砂、ベントナイト等を常備しておく。
 - (エ) 警戒宣言が発令された場合は、安全確認・点検を行う。

(5) 事故発生時の措置について

- ア 万一、農薬使用に伴う事故が発生した場合は、速やかに地元の農林水産事務所、市町村役場、農業協同組合等に報告する。
 - イ 毒物又は劇物に該当する農薬が、飛散し、漏れ、流れ出、染み出又は地中に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上危害が生ずるおそれがあると認められるようなときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危・被害を防止するために、必要な応急の措置を講じる。
- また、盗難又は紛失したときは直ちにその旨を警察署に届け出る。

4 使用規制する農薬及び規制内容の遵守並びに無登録農薬の排除

- (1) 安全な農産物の生産確保と農薬使用者自身等に対する危・被害防止を図るため、農薬使用者は農薬取締法、農薬使用基準、県農業病虫害防除の手引き等を遵守するほか、本県においては、次に掲げる農薬について、それぞれに定める規制内容を厳守する。

農 薬 名	規 制 内 容
メソミルを含有する製剤	1 散布作業中は、性能の良いマスクを着用する。 転作大豆を対象として使用する場合は、特級マスクを着用してフォームスプレーノズルを使用し散布する。 2 施設内では、絶対に使用しない。
パラコートを含有する製剤	1 散布作業中は、性能の良いマスクを着用する。 2 フォームスプレーノズルを使用し散布する。 3 誤飲等のないよう、保管管理は特に厳重にする。 4 その他（第3の8参照）
クロルピクリンを含有する製剤	住宅地域及びその周辺での使用に当たっては、ガスによる危・被害の発生防止に十分考慮し、特に住宅隣接ほ場では使用しない。
E P Nを含有する製剤	使用しない。
水質汚濁性農薬（シマジン含有する除草剤）	シマジン（C A T）を含有する除草剤については、県内全域で使用を自粛する。

- (2) 農薬取締法第24条で使用が禁止された農薬や、農薬ラベルの最終有効年月が過ぎ、かつ農薬登録が失効した農薬は、一切使用しない。
- (3) 非農耕地専用除草剤を農地に使用しない。

5 住宅地等における危・被害防止

公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地及び森林等において農薬を使用する場合は、農薬の飛散が周辺住民、子供等に健康被害を及ぼすことがないように、「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）に従うとともに、次の諸点を遵守する。

- (1) 病虫害や被害の早期発見に努め、病虫害の状況に応じた適切な防除を行う。
- (2) 病虫害に強い作物や品種の選定、病虫害の発生しにくい適切な土作りや施肥の実施、害虫

の捕殺、物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減する。

- (3) 農薬を使用する場合は、散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合は最小限の区域にとどめる。
- (4) 農薬の飛散を防止するため、無風や風の弱い時間帯など影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向きやノズルの向き等に注意し、粒剤や飛散を抑制するノズルを使用する等、最大限配慮する。
- (5) 農薬を散布する場合は、事前に周辺住民に対して農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について十分な周知に努める。特に、散布区域の近隣に学校、通学路がある場合には当該学校や子どもの保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。公園等の防除では、散布時に立て看板の表示等により、散布区域内に人が立ち入らないよう最大限の配慮を行う。

6 家畜、みつばち及び蚕に対する危・被害防止

(1) 家畜に対する危・被害防止について

従来の事故発生状況の全国的な傾向を見ると、大・中家畜は薬剤の散布地域及びその付近のあぜの草並びに野菜などの散布直後の給与・採食や飲み水による経口中毒によるものが多い。また、鶏の場合は、農薬飛散による吸入中毒、給餌機及び飲み水の汚染が主な原因になっているので、次の諸点に注意する。

ア 散布前及び散布時の注意事項

- (ア) 毒性の強い農薬を使う場合には、散布前に散布地域、使用薬剤及び家畜に対する注意事項を地域内家畜飼養者に徹底することが望ましい。
- (イ) 散布に当たって、馬屋、牛舎、鶏舎、牧草などがある場合は、風向きを考えて、薬剤がかからないよう注意する。
- (ウ) 広範囲な集団防除を実施する場合は、薬剤の飛散が広範囲にわたり、また気化ガス体の影響も考えられるので、当該地域の家畜飼養者に対し安全が確認されるまで、戸外での係留、放飼をしないよう要請する。

イ 散布後の注意事項

- (ア) 散布後、付近のえさとなる草、牧草の刈取りは、薬剤の種類によって長短があるが、概ね2週間程度経過するまで行わない。したがって、えさとなる草、牧草は散布前に刈り取っておく。
- (イ) 家畜が散布地域へ入らないよう細心の注意をする。
- (ウ) 飲み水は野外の天然水を避け、水道又は井戸水を給与する。
- (エ) 万一、事故が発生した場合は、速やかに獣医師又は家畜保健衛生所に連絡し、手当を受ける。

(2) みつばちに対する危・被害防止について

養蜂が行われているところでは、国が毎年発出する「蜜蜂被害軽減対策の推進について」（農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）、県が毎年発出する「蜜蜂被害軽減対策の推進に係る愛知県の対応について」（県農業水産局長通知）及び「花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について」（平成21年7月24日付け21消安第4395号消費・安全局長、生産局長通知）に従うとともに、次の諸点に注意する。

ア 薬剤散布によりみつばち群に危・被害を及ぼすおそれのあるときは、地区養蜂組合に使用農薬名、使用時期、使用範囲、使用方法など少なくとも散布2週間前に通報する。

イ みつばち群の飼養があきらかな場合は、事前に養蜂家への連絡を行う。

ウ いちごの奇形果防止、メロンやナス等の野菜の受粉などに利用されるみつばちは、農薬に対して極めて敏感であるため、管理に十分注意が必要である。薬剤散布する場合、巣箱は外に出しておき、影響がなくなってからハウス内に入れる。

(3) 蚕に対する危・被害防止について

桑園に使用した薬剤が桑に残留し、又は桑園付近で散布した薬剤が桑に付着し、知らずに

蚕に桑を給与し被害を起こすことがある。したがって、次の諸点に注意する。

ア 桑園に直接薬剤散布する場合には、残留期間の短い農薬を選び、残留期間を考慮して散布する。

イ 桑園の隣接地での薬剤散布は、次の点に注意する。

(ア) 桑園に薬剤が飛散しないように注意する。

(イ) 飛散のおそれのある場合は、所有者に連絡し、蚕の飼育期間と農薬の残留期間を考慮して前もって桑を摘み取るなどの措置を講ずる。

(ウ) 集団的な防除の場合は、事前に養蚕家代表と十分連絡・協議する。

ウ B T剤は、蚕を含めたチョウ目昆虫に対して、特異的に殺虫効果を持っているので、使用に当たっては製品に表示された注意事項を遵守し、桑園及び養蚕施設等に本剤が飛散し、蚕に対する危・被害が発生しないようにする。

エ カルタップ剤及び合成ピレスロイド剤は、蚕毒性が強く、またその影響が蚕に対して2か月以上の長期にわたるものもあることから、桑園に飛散し、蚕に影響を与え、危・被害を生ずる可能性のある地域では絶対に使用しない。

また、こうした農薬の薬剤散布に使用した器具等は、桑用と必ず区別する。

オ ピリプロキシフェン剤は、蚕毒性が高いので、桑園に飛散し、蚕に影響を与え、危・被害を生ずる可能性のある地域では絶対に使用しない。本剤は製造業者によって出荷地域が規制されている。

カ 万一、農薬により桑が汚染した場合は、農林水産事務所の指導を受け、蚕に対し安全かどうかを確認し、安全になるまではその桑の使用は避ける。

7 生活環境動植物に対する危・被害防止及び水質汚濁の防止

農薬の使用に伴う生活環境動植物の危・被害の発生及び公共水域等の水質の汚濁を未然に防止するため、次の事項を遵守する。

(1) 県内全域にわたり、魚毒性の低い農薬の使用を推進し、水質汚濁性農薬及び農薬取締法第16条に基づく表示の中に「生活環境動植物に有毒な」旨の表示のある農薬は、できる限り使用しないよう努めるものとする。

(2) 本県においては、農薬取締法施行令第2条に掲げる水質汚濁性農薬であるシマジン（C A T）は、県内全域において使用を自粛する。

(3) 農薬取締法第16条第7号に基づく「生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨」の表示のある農薬については、その表示事項を遵守する。

(4) 水質汚濁性農薬及び農薬取締法第16条第7号に基づく表示のある農薬以外の農薬についても、以下の事項に配慮する。

ア 散布された薬剤が、河川等に飛散又は流入するおそれのある場所では使用せず、これらの場所以外でも一時に広範囲には使用しないこと。

イ やむを得ず、使用地域内及びその周辺に魚介類の養殖場がある場合には、使用する農薬の選定、使用時期、使用方法及び水管理等について、当該養殖業関係者と十分協議の上、被害の未然防止に努める。

ウ 使用残りの薬液が生じないように調製を行うとともに、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水や使用残りの薬液は、河川等に流さず、散布むらの調整等に使用する。

エ 使用後の空容器、空袋等は、廃棄物処理業者に処理を委託するか、市町村又は農業団体等による回収・処理システムのある地域では定められた方法により処分する等により、生活環境動植物に影響を与えないよう安全に処理すること。

オ 水田に使用する場合は、一時に大面積に使用せず、また漏水口をふさいで水漏れを防止し、生活環境動植物等に被害の生ずるおそれのなくなるまでは、排水しないこと。

カ 使用農薬が、豪雨のためいっ水して被害を生ずることがあるので、大雨前後の使用は避ける。

キ 定置配管施設等の残液処理には、十分注意し、施設の点検、管理を徹底する。

ク 水田で使用する場合には、定められた使用方法に基づき適量を適期に散布するととも

に、散布後の湛水に留意し、かけ流し、いっ水、漏水等のないように水管理に十分努め、散布後 7 日間は田水の流水を止める。

また、田植え前後に使用できる薬剤は、代かき後から田植え前の落水による散布効率の低下を防止するため、極力田植え後に使用する。

(5) モリネートを有効成分とする除草剤については、農業団体等が行う自主規制地区を遵守する。

8 パラコートを含む除草剤使用上の注意事項の遵守

パラコートを含む除草剤を使用するに当たっては、次の事項を遵守する。

- (1) 使用に当たっては、防除機、かくはん容器等防除専用器具以外の他の容器に移し替えない。
- (2) 保管の際は、飲食物・食器類と区別し、密栓して子供の手の届かない冷暗な所に鍵を掛けて厳重に保管し、盗難・紛失の防止措置を講じる。
- (3) 使用後の空き瓶は、ほ場などに放置しない。
- (4) 購入に際しては、自分の身分を証明するもの（自動車運転免許証、健康保険証等）及び印鑑を必ず持参し、譲受書に記入する。
- (5) あらかじめ買い置きせず、使用する予定に合わせてその都度購入する。
- (6) 盗難・紛失にあった場合は、直ちに警察署に届け出る。

9 農林水産航空事業における危・被害防止

航空機を用いて行う農薬散布（以下「空中散布」という。）は、農林水産業における就業人口の流出等に対応して、農林水産業の効率化を促進する観点から、県下では一部地域で実施されているが、地形、気象条件等に影響されるため、その危・被害の防止には、特に留意する必要がある。

空中散布の実施に当たっては、「農林水産航空事業の実施について」（平成 13 年 10 月 25 日付け 13 生産第 4543 号農林水産事務次官依命通知）、「愛知県農林水産航空事業基本方針」等に定める事項を十分遵守し、危・被害防止に万全を期すこととする。

10 無人航空機による病虫害防除における危・被害防止

無人航空機を用いて農薬散布を行う防除は、作業の効率化を図る観点から実施されている。

無人航空機による防除の実施に当たっては、「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」及び「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号農林水産省消費・安全局長通知）等に定める事項を遵守し、危・被害防止に万全を期すこととする。

11 総合的病虫害・雑草管理（IPM）の推進

病虫害防除に当たっては、病虫害発生予察情報を活用した適期防除に加え、伝染源の除去等による病虫害が発生しにくいほ場環境の整備を行うとともに、生物農薬や性フェロモン剤、温湯種子消毒等の様々な防除技術の適切な組合せによる、化学合成農薬だけに頼らない総合的病虫害・雑草管理（IPM）を推進し、環境負荷を軽減するとともに、農作物の安定生産に資する防除対策に取り組む。

昭和 62 年 9 月 22 日	制 定
平成 7 年 4 月 1 日	一部改正
平成 11 年 5 月 31 日	一部改正
平成 14 年 4 月 1 日	一部改正
平成 15 年 4 月 1 日	一部改正
平成 19 年 5 月 11 日	一部改正
平成 25 年 5 月 31 日	一部改正
平成 28 年 8 月 31 日	一部改正
令和元年 10 月 8 日	一部改正
令和 2 年 9 月 1 日	一部改正

水質汚濁性農薬等適正使用指導要領

(目的)

第1 この要領は、水質汚濁性農薬等の適正な使用について必要な事項を定めることにより、生活環境動植物の被害及び公共用水域の汚濁に伴う人畜への被害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、「水質汚濁性農薬」とは、農薬取締法施行令（昭和46年政令第56号）第2条に規定する農薬をいう。

2 この要領において、「水質汚濁性農薬等」とは、水質汚濁性農薬及び農薬取締法（昭和23年法律第82号）第16条に基づく表示の中に「生活環境動植物に有害な」旨の表示のある農薬をいう。

(魚毒性の低い農薬の使用推進)

第3 県内全域にわたり、魚毒性の低い農薬の使用を推進し、水質汚濁性農薬等はできる限り使用しないよう努めるものとする。

(水質汚濁性農薬の使用の自粛)

第4 水質汚濁性農薬は、県内全域で使用を自粛するものとする。

(適正使用)

第5 水質汚濁性農薬等をやむを得ず使用する場合は、以下の事項に留意する。

(1) 散布された薬剤が、河川、湖沼、海域及び養殖池（以下、「河川等」という。）に飛散又は流入するおそれのある場所では使用せず、これらの場所以外でも一時に広範囲には使用しないこと。

(2) 使用残りの薬液が生じないように調製を行うとともに、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水、使用残りの薬液は、河川等に流さず、散布むらの調整等に使用する。

(3) 使用後の空容器、空袋等は、廃棄物処理業者に処理を委託するか、市町村又は農業団体等による回収・処理システムのある地域では定められた方法により処分することにより、生活環境動植物に影響を与えないよう安全に処理すること。

附 則

この要領は、平成3年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱

（目的）

第1条 この要綱は、ゴルフ場における農薬の適正な使用について必要な事項を定めることにより、農薬による被害防止と環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）農薬

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する農薬をいう。

（2）ゴルフ場

ホール数が18ホール以上であり、かつ、コースの総延長をホール数で除して得た数値（以下「ホールの平均距離」という。）が100メートル以上の施設（当該施設の総面積が10万平方メートル未満のものを除く。）及びホール数が18ホール未満のものであっても、ホール数が9ホール以上であり、かつ、ホールの平均距離がおおむね150メートル以上の施設をいう。

（3）事業者

県内に所在するゴルフ場を経営し、又は管理運営している者をいう。

（登録農薬の使用及び表示事項の遵守）

第3条 事業者は、農薬を使用する場合には、法第3条第1項又は法第34条第1項の規定により登録された農薬を使用しなければならない。

2 事業者は、農薬を使用する場合には、法第16条に規定する登録に係る適用病虫害の範囲及び使用方法、使用上の注意事項等の表示事項を遵守しなければならない。

（農薬使用量の低減等）

第4条 事業者は、農薬を使用する場合には、必要最小限にとどめ、低毒性農薬を使用するよう努めなければならない。

2 事業者は、農薬取締法施行令（昭和46年政令第56号）第2条に規定する水質汚濁性農薬を使用してはならない。

（農薬の購入等）

第5条 事業者は、農薬を購入するときは、法第3条の規定により登録を受けた製造者若しくは輸入者又は法第17条の規定による届出のある農薬販売者（以下「販売者等」という。）から購入しなければならない。

2 販売者等は、事業者に対し、法第3条の登録を受けていない農薬、法第16条の表示のない農薬等の不適正な農薬を販売してはならない。

（農薬の適正な保管管理）

第6条 事業者は、農薬を保管・管理する場合には、専用の保管庫等を設けて、農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止しなければならない。

（防除の委託）

第7条 事業者は、病虫害防除等を委託する場合においても、人畜、水産動植物、周辺環境等に害を与えることなく、安全かつ適正に農薬を使用しなければならない。

（農薬管理責任者の設置等）

第8条 事業者は、農薬の適正な使用及び保管管理を行うために農薬管理責任者を置かなければならない。

2 事業者は、前項の規定により農薬管理責任者を置いたときは、様式第1号により、知事及びゴルフ

場の所在地を管轄する市町村長に報告しなければならない。また、農薬管理責任者を変更したときも同様とする。

（農薬管理責任者等の資質の向上）

第9条 事業者は、知事が実施する農薬安全使用対策講習会等に農薬管理責任者等を参加させ、農薬管理責任者等の資質の向上に努めなければならない。

（農薬の使用計画の作成及び報告）

第10条 事業者は、翌年度の農薬の使用計画を作成し、様式第2号により、毎年2月末日までに知事及びゴルフ場の所在地を管轄する市町村長に報告しなければならない。

（農薬の使用状況等の記録及び報告）

第11条 事業者は、農薬の受払簿を作成し、農薬の購入量、使用量、残量等を正確に記録し、3年間保存しなければならない。

2 事業者は、農薬の使用状況等について、様式第3号により記録し、3年間保存しなければならない。

3 事業者は、毎年4月30日までに、前年度の農薬の使用状況等について、様式第4号により、知事及びゴルフ場の所在地を管轄する市町村長に報告しなければならない。

（周辺の環境及びプレーヤー等に対する被害の防止）

第12条 事業者は、農薬を使用する場合には、気象及び地形等の環境条件を十分に考慮し、農薬のゴルフ場外への流出、飛散等により周辺の住民、水産動植物、家畜、みつばち、蚕、水道水源等に被害を及ぼさないようにしなければならない。

2 事業者は、農薬を散布する場合には、原則として休業日又は営業の終了後等を実施して、プレーヤー等に影響を与えないように努めなければならない。

3 事業者は、農薬の散布後は農薬を散布した旨を掲示板等で表示し、プレーヤー等の注意を喚起しなければならない。

（水質の監視及び測定）

第13条 事業者は、調整池に魚類を放し飼いして、水質の汚濁等の状況を常時監視しなければならない。

2 事業者は、調整池又は排水口で、ゴルフ場において使用される主要な農薬について、毎年2回以上、当該農薬の使用量が多い時期にその濃度を測定し、その結果の記録を3年間保存しなければならない。

3 事業者は、前項の規定による水質測定の結果について、そのつど、様式第5号により、速やかに知事及びゴルフ場の所在地を管轄する市町村長に報告しなければならない。

4 第2項の規定による測定の結果が、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」（令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知）に規定する指針値（以下「指針値」という。）を超えた場合は、引き続き当該農薬の濃度を測定するとともに、知事の指導を受けて、農薬の使用に関し必要な措置を講じなければならない。

第13条の2 事業者は、ゴルフ場内の飲料水を井戸水、湧水等の自己水によって供給している場合は、給水栓で、ゴルフ場において使用される主要な農薬について、毎年2回以上、当該農薬の使用量が多い時期にその濃度を測定し、その結果を3年間保存しなければならない。この場合において、測定する農薬は、前条の規定により実施する水質測定と同じ農薬について同時に行うよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の規定による水質測定の結果について、そのつど、様式第6号により、速やかに知事及びゴルフ場の所在地を管轄する市町村長に報告しなければならない。

3 事業者は、第1項の規定による測定の結果が、「水質管理目標設定項目」（平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知）に規定する農薬類（水質管理目標設定項目15）の対象農薬

リストの目標値（以下「目標値」という。）を超えた場合は、引き続き当該農薬の濃度を測定するとともに、知事の指導を受けて、農薬の使用及び飲料水の安全確保に関し必要な措置を講じなければならない。

（農薬による事故発生時の措置及び報告）

第14条 事業者は、農薬の流出、飛散等により周辺の住民、水産動植物、家畜、みつばち、蚕、水道水源等に被害が発生するおそれがあるときには、その旨を直ちに知事及び関係市町村長に報告するとともに、その原因を究明して、適切な措置を講じなければならない。

（農薬を空中散布する場合の遵守事項）

第15条 事業者は、有人又は無人航空機を利用して農薬を散布する場合には、「農林水産航空事業の実施について」（平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通達）、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」及び「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知）、愛知県農林水産航空事業基本方針等に定める事項を遵守し、被害防止を図らなければならない。

（愛知県ゴルフ場農薬適正使用指針の遵守）

第16条 事業者は、農薬を使用する場合には、この要綱に定めるもののほか愛知県ゴルフ場農薬適正使用指針を遵守しなければならない。

（立入検査）

第17条 知事は、この要綱の施行のため、必要に応じ関係職員をゴルフ場に立ち入らせ、農薬の使用状況及び書類その他必要な物件を検査させるものとする。

2 事業者は、前項に規定する検査について、積極的に協力しなければならない。

（指導、勧告）

第18条 知事は、事業者が、この要綱に定める事項に従わなかったときは、当該事業者に対し、必要な措置を講じるよう指導又は勧告をするものとする。

2 知事は、ゴルフ場の排出水中の農薬濃度が指針値を超えたとき、又はゴルフ場の排水口等の下流域に取水口を有する水道の原水中の農薬濃度若しくはゴルフ場内の飲料水中の農薬濃度が目標値を超えたときには、事業者に対し、農薬の使用及び飲料水の安全確保に関し必要な措置を講じるよう指導するものとする。

3 知事は、第2項の場合のほか、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用及び管理、周辺環境の保全等のため必要があると認めるときは、事業者に対し指導又は勧告を行うものとする。

（氏名等の公表）

第19条 知事は、事業者が正当な理由がなく、指導若しくは勧告に従わないとき、検査を拒み若しくは妨害したとき又は報告をしなかったときは、当該事業者の氏名等を公表するものとする。

（市町村等との連携）

第20条 知事、市町村長及び事業者は、ゴルフ場の農薬使用に関し、相互に情報の交換を行うなど、密接な連携を図るものとする。

（農薬の使用に関する協定の締結）

第21条 市町村長及び事業者は、ゴルフ場の農薬の使用に関して、必要があると認めるときは、協定を締結することができるものとする。

（農薬の使用状況等及び水質測定の結果の公表）

第22条 知事は、各事業者から報告された前年度の農薬の使用状況等及び水質測定の結果を公表する場合は、公表内容を愛知県ゴルフ場農薬適正使用調整会議に諮るものとする。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月22日から施行し、平成22年9月29日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月18日から施行し、平成27年12月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成29年3月9日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月29日から施行し、令和元年7月30日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

(参考)

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」に規定する指針値について

指針値は随時更新されますので、環境省のウェブページ「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について」により、最新の情報を確認してください。

https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golf_guideline.html

特定防除資材の検討対象としない資材一覧

(1) 名称から資材が特定できないもの (別表 1)

	資 材 名
1	青草(雑草やわき芽、ハーブなど)
2	油粕
3	アルカリ性ビルダー
4	安定剤
5	いね科植物
6	エビ類
7	オーシャンナーゼ
8	貝化石
9	海水
10	海草(食用のものを除く)
11	海洋深層水から作られた塩
12	核酸関連物質
13	過酸化脂質
14	カツオの魚体
15	カニ類
16	カンフル剤
17	ギンチャー
18	キレート亜鉛
19	キレート鉄
20	鶏骨
21	ケイ素を含む鉱石
22	コーゲンターゼ
23	鉱滓粉末
24	酵素、総合酵素、タンパク質分解酵素
25	高分子ポリマー
26	香料
27	コトニー
28	根粒菌
29	魚、小魚、魚粉
30	魚煮出し分解濃縮液
31	酒粕
32	雑穀
33	山野草
34	CSL(コーンステープリカー;トウモロコシを浸漬した、コーンスターチの生産過程で生じる副産物)
35	ジークン
36	食品添加物
37	シルクパウダー
38	スモーク油乳化剤
39	洗濯の廃液
40	堆肥
41	竹
42	脱酸素剤
43	多糖類
44	炭酸塩有機酸
45	淡水藻類
46	炭素酸(コークス、無煙炭)
47	中性洗剤
48	直鎖アルキルベンゼン系
49	土

	資 材 名
50	電子エネルギー水、波動水、セラミック水、脱酸素水
51	天然ハーブ精油(食用以外のもの)
52	トマト果実及び葉茎等の残さ
53	南天星
54	乳化剤
55	粘着剤
56	粘土
57	灰(かまどの灰)
58	廃油
59	醗酵モロミ残渣液
60	ハナズボミ
61	微生物培養エキス
62	ビターゼ
63	ビタミン類
64	ヒューミックアシズ
65	微量元素
66	プラスチック
67	風呂の残り湯
68	分散/展着剤(5%)
69	防腐剤
70	保存剤
71	マツ、松の根
72	豆粕(マメカス)
73	ミント類
74	粗穀酢液
75	有機ゲルマニウム
76	有機酸
77	有機溶剤
78	ワックス
79	アミノ酸全般
80	イギス海藻(サンゴ海藻)
81	インスタントコーヒー
82	インドール酢酸
83	カイネチン
84	苦楝皮(クレンピ:センダンの樹皮)
85	月桃(ショウガ科ゲットウ)
86	粉ミルク(スキムミルクを含む)
87	酒類(ビール、ウイスキー、日本酒、ワイン)
88	食用菌類(シイタケ、食用きのこ菌)
89	食用植物油(サラダ油を含みツバキ油を除く)
90	食用天然ハーブ精油
91	食用デンプン類(ばれいしょデンプン、コーンスターチ、米デンプン、麦デンプン)
92	陳皮(ミカンの皮)
93	デキストリン
94	ネギの地上部
95	ビール酵母分解物
96	ヒバの葉
97	ワサビ根茎

注:79～97は平成26年3月28日付けの農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知で追加

(2) 資材の原材料に照らし使用量や濃度によっては農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがあるもの（別表2）

	資 材 名	別 名
1	アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム	AES
2	硫黄	
3	イソプロピルアルコール	IPA、2-プロピルアルコール、イソプロパノール
4	エタノール(酒類を除く)	エチルアルコール
5	エチレングリコール	1,2-エタンジオール、エタン-1,2-ジオール、不凍液
6	塩化ベンザルコニウム	ベンザルコニウム塩化物
7	塩化マンガン	
8	塩基性塩化銅	
9	塩酸	
10	1-オキシ-3-メチル-4-イソプロピルベンゼン	3-メチル-4-イソプロピルフェノール、イソプロピルメチルフェノール
11	オレイン酸ナトリウム	
12	過酸化カルシウム	
13	過酸化水素水	オキシドール
14	過炭酸ナトリウム	
15	過マンガン酸カリウム	
16	ギ酸カルシウム	
17	銀	
18	クレオゾート	グアヤコール
19	クレゾール	
20	コロイド性炭酸カルシウム	
21	酢酸銅	
22	酸化鉛	光明丹(四酸化三鉛)
23	次亜塩素酸カルシウム	高度サラシ粉
24	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ソーダ
25	ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム	
26	ジベレリン	
27	脂肪酸	
28	脂肪酸グリセリド(デカノイルオクタノイルグリセロール)	
29	消石灰	水酸化カルシウム
30	シナナムアルデヒド	
31	水酸化カリウム	
32	水酸化ナトリウム	苛性ソーダ
33	ストレプトマイシン	
34	石灰窒素	シアナミド
35	ソルビタン脂肪酸エステル	
36	ソルビトール	ソルビット
37	炭酸カルシウム	
38	炭酸水素ナトリウム・銅液剤	
39	テトラオレイン酸ポリオキシエチレンソルビット	

	資 材 名	別 名
40	銅イオン水	
41	ナフサク(α-ナフタリン酢酸)	1-ナフタリン酢酸
42	ナフタリン	ナフタレン
43	二酸化塩素	
44	二酸化ケイ素(シリカゲル)	
45	パラホルムアルデヒド	
46	パントテン酸カルシウム	ビタミンB ₅
47	ヒドロキシプロピルデンブレン	
48	プロピレングリコールモノ脂肪酸エステル	
49	ベンジルアデニン	BA
50	ホウ酸	
51	ポリエチレングリコール	PEG
52	ポリオキシエチレン-5-ラウリルエーテル	
53	ホルクロルフエニユロン	
54	ホルムアルデヒド	ホルマリン
55	メタノール	メチルアルコール
56	硫酸	
57	硫酸銅・生石灰(ボルドー液の原材料)	
58	OYK菌	
59	遺伝子組換え酵母	
60	黄いぼ虫生菌	アッセルソニア菌
61	硬化病菌	
62	光合成細菌	
63	黒きょう病菌	
64	コナガカビ	
65	コナガ顆粒病ウイルス	
66	コブノメイガ顆粒病ウイルス	
67	昆虫疫病菌(ハエカビ類)	
68	昆虫病原菌	
69	昆虫病原性ウイルス(顆粒病ウイルス)	
70	昆虫病原性線虫類	
71	糸状菌	
72	スタイナーネマ・クシダイ	
73	赤色イオウ細菌	
74	線虫捕食菌	
75	タラロマイセス・フラバス	
76	竹林菌	
77	トリコデルマ・ハルジアナム	
78	トリコデルマ・ビリデ	
79	トリコデルマ生菌	
80	ニカメイガ顆粒病ウイルス	
81	ネオジキデス・バービスボラ	

	資 材 名	別 名
82	パーティシリウム・レカニ	
83	パスツーリア・ペネトランス	
84	パチルス・ズブチリス	
85	パチルス・チューリンゲンシス	BT
86	非病原性エルビニアカロトボーラ菌	
87	フォーマ菌	
88	フジダニカビ	ヒルスセラ菌
89	ペキロマイセス・フモソロセウス	
90	ペキロマイセス菌(ペキロマイセス・フモソロセウスを除く)	
91	ペニシリウム属(ペニシリウム・ピラーイ菌等)	
92	ヘミプタルセヌス・バリコルニス	
93	放線菌	
94	ボーベリア・バッシアーナ	
95	ボーベリア属菌(ボーベリア・バッシアーナを除く)	
96	メタリジウム菌	
97	モナクロスボリウム・フィマトバガム	
98	緑きょう病菌	
99	アオバアリガタハネカクシ	
100	オオスズメバチ	
101	キアシナガバチ	
102	キイロスズメバチ	
103	クロスズメバチ	
104	コガタスズメバチ	
105	セグロアシナガバチ	

	資 材 名	別 名
106	フタモンアシナガバチ	
107	モンズズメバチ	
108	スチレンポリマー	
109	石油(灯油)	
110	ドライアイス	
111	パラフィン、パラフィンワックス	
112	漢方原材料(陳皮、苦楝皮、甘草(マメ科カンゾウ)を除く)	
113	大豆サポニン	
114	たばこくず・たばこ抽出物	
115	茶の実及び茶の実の粕	
116	ツバキ油、ツバキ油粕(椿サポニン)、ツバキの種子	
117	ひまし油	
118	木酢タール	
119	アセビ	アシビ
120	アロエ	
121	キラヤ材	シャボンノキ
122	除虫菊	
123	スズラン	
124	<i>Tylophora Asthmatica</i> の葉	
125	ユッカ(リュウゼツラン科)	
126	悪茄子	ワルナスビ
127	珪藻土	
128	動物の屎尿 (家畜、うさぎ等を含む)	
129	ひとで	

(3) 法に規定する農薬の定義に該当しないもの(別表3)

資 材 名	別 名	資 材 名	別 名
1 UV(紫外線)反射フィルム		49 グリセリン	1,2,3-プロパントリオール、グリセロール
2 UVカットフィルム		50 グリセリン脂肪酸エステル	
3 温風		51 ケイ酸カリウム	
4 紙	紙マルチ	52 ケイ酸マグネシウム	
5 抗菌マルチ		53 ケイ酸石灰	
6 昆虫行動制御灯	黄色蛍光灯	54 コハク酸ナトリウム	
7 紫外線投光器		55 酢酸(食酢を除く)	氷酢酸
8 樹幹へのわら巻き		56 硝酸カルシウム	
9 水蒸気		57 第三リン酸ナトリウム	リン酸三ナトリウム
10 水田の水(深水栽培)		58 多価アルコール脂肪酸エステル	ショ糖ラウリン酸エステル
11 太陽熱消毒法		59 尿素	カルバミド
12 多目的防災網		60 ビタミンB ₂	リボフラビン
13 地中加温		61 フマル酸	
14 電撃殺虫器		62 ホウ素及びその化合物(ホウ酸を除く)、ホウ素入りカルシウム	
15 電灯、発光ダイオード等による照明		63 ポリン酸カリウム	
16 熱湯		64 有機酸カルシウム	
17 粘着板・粘着シート		65 硫酸アンモニウム	硫安
18 爆音器		66 硫酸カルシウム	石膏
19 反射マルチ		67 硫酸マグネシウム	エプソム塩
20 防虫袋	果実袋	68 硫酸マンガン	
21 防虫網、寒冷紗		69 硫酸第一鉄	硫酸鉄(Ⅱ)
22 水(普通の水)		70 リンゴ酸	
23 溝掘り		71 リンゴ酸ナトリウム	
24 誘蛾灯		72 リン酸剤	リン酸肥料
25 アイガモ		73 アルファルファペレット	
26 アヒル		74 液状活性炭	
27 牛		75 寒天	
28 カエル		76 くず大豆	
29 コイ		77 くず米	
30 スズメ		78 鶏ふん	
31 ドジョウ		79 固形アルコール	
32 羊		80 食用着色料	
33 フナ		81 天照石	見立礫岩
34 ホウネンエビ	オバケエビ、タキンギョ	82 にがり	
35 ヤギ		83 ヒカゲノカズラの胞子	石松子
36 イタリアンライグラス	ネズミギ	84 マーガリン	
37 エンドウ等コンパニオンプラント	共栄作物	85 木工用ボンド	
38 エンバク	オートムギ	86 ろう	
39 ギニアグラス		87 ショウガ	
40 クロタリア	こぶとり草	88 糖類(糖アルコール、糖タンパク質及び少糖類以下の単純糖のみ。トレハロースを含み、ソルビトール(ソルビット)は除く)	
41 ソルゴー	こうりゃん、ソルガム、もろこし	89 ニンニク	
42 マリーゴールド		90 米糠	
43 ラッカセイ	ナンキンマメ	91 弱毒ウイルス	
44 緑肥作物		92 栄養繁殖や接ぎ木等植物体として使用するもの及び汁液等単に植物体から取り出した形として使用するもの。	
45 EDTA-4Hのカルシウム塩			
46 塩化カルシウム			
47 カリ肥料			
48 クエン酸-3-カリウム	クエン酸トリカリウム		

注:87～91は平成26年3月28日付けの農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知で追加

特定農薬の指定の検討対象とする資材一覧

資 材 名	
1	インドセンダンの実・樹皮・葉
2	ウエスタン・レッド・シーダー(ヒノキ科ネズコ属樹木)蒸留抽出液
3	甘草(マメ科カンゾウ)
4	酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液
5	二酸化チタン
6	ヒノキチオール、ヒバ油
7	ヒノキの葉
8	ホソバヤマジソ(シソ科)
9	酒類(焼酎)
10	木酢液、竹酢液

農薬販売者の皆さんへ！

農薬の販売にあたっては、「農薬取締法」が適用されますので、次の事項を守り、農薬の適正な販売について御協力ください。

1 農薬の販売には届出が必要です。

- 農薬及び特定農薬（特定防除資材）を販売する場合、販売所ごとに農薬販売の届出が必要です。
- 特定農薬（特定防除資材）として指定された土着天敵を譲渡する者は、事業所の所在地ごとに農薬販売の届出が必要です。
- インターネット（オークションサイトも含む）で農薬を販売する場合も届出が必要です。
- 新規に販売を始める場合には開始の日までに、販売所を増設した場合は2週間以内に農薬販売届を提出してください。
- 届出事項（会社名、住所、代表者氏名等）を変更した場合には変更届を、農薬の販売を止めた場合は廃止届を、それぞれ2週間以内に提出してください。
- 必要な届出書類の詳細については、提出先に問い合わせてください。

<新規・変更・廃止の各種届出様式>

愛知県農業経営課ウェブページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/0000005567.html>

種 類	必要な届出書類		書類の提出先
	法 人	個 人	
新 規 ・初めて農薬を販売するとき ・販売所を増設したとき	・農薬販売届（2部） ・定款又は登記簿謄本（1通） （発行後3か月以内のもの、コピーでも可） ・販売所の概要（1部） ・返信用封筒（切手を貼付）	・農薬販売届（2部） ・住民票の写し等（1通） （自動車運転免許証の写しでも可） ・販売所の概要（1部） ・返信用封筒（切手を貼付）	◎販売所が名古屋市にある場合 →県庁農業経営課へ ◎販売所が名古屋市以外にある場合 →最寄りの農林水産事務所農政課へ
変 更 （代表者、住所、名称等が変わった場合）	・農薬販売変更届（2部） ・販売所の所在地が変わった場合のみ、販売所の概要（1部） ・返信用封筒（切手を貼付）	・農薬販売変更届（2部） ・販売所の所在地が変わった場合のみ、販売所の概要（1部） ・返信用封筒（切手を貼付）	
廃 止	・農薬販売廃止届（2部） ・返信用封筒（切手を貼付）	・農薬販売廃止届（2部） ・返信用封筒（切手を貼付）	

- 「毒物」「劇物」に該当する農薬を販売する場合には、販売所ごとに毒物劇物販売業の登録が必要です。登録を受ける方は事前に最寄りの保健所にご相談ください。

2 農薬は、農林水産省の登録番号のあるもの及び特定農薬を使用してください。

- 「農林水産省登録第〇〇〇号」の表示がある農薬を販売してください。
- 輸入業者が輸入した農薬についても、農薬取締法に基づく登録が無いものは販売できません。

3 農薬以外の薬剤である除草剤（農薬に該当しない除草剤）について、農薬取締法で次に掲げる事項が義務づけられています。

- 農薬に該当しない除草剤を製造・販売する者は容器又は包装に、また、除草剤の小売を業とする者は販売所ごとに、「農薬として使用することができない」旨を表示すること。
- 除草剤には次の2種類がありますので、販売する際には明確に区分してください。
 - ① 農薬に該当しない除草剤 …… ①のみ販売する場合は、届出は不要
 - ② 農薬登録のある除草剤 …… 登録農薬を販売するには、届出が必要
- 販売方法の例
 - ①と②の除草剤は、商品棚・コーナーを区分して陳列・販売する。
 - ①の販売コーナーの見やすい場所に「当該製品は農薬として使用することはできません」と表示する。

4 農薬の種類ごとに仕入れ数量、販売数量等の記録（帳簿）を作成し、最後に記帳した日から3年間保存してください。

- 農薬の種類ごとに、年月日及び仕入れ・販売・在庫数量が分かるように帳簿を作成し、3年間保存してください。

なお、水質汚濁性農薬の場合は、販売先の氏名・住所も併せて記録してください。

〔帳簿の作成例〕

農薬名（〇〇水和剤）

＜単位：1袋＝〇〇g＞

年 月 日	仕入数量	販売数量	在庫数量	備 考
令和〇〇年 〇月〇日	(袋) 40	(袋)	(袋) 40	
〇月△日		10	30	

- 「毒物」「劇物」に該当する農薬を販売する際には、農薬の「名称及び数量」「販売年月日」「譲受人の住所、氏名及び職業」を記載し、印を押した譲受書の提出を受け、これに基づき帳簿を作成し、5年間保管してください。

5 土着天敵を増殖及び譲渡する者は、増殖規模及び譲渡数量等の記録（帳簿）を作成し、最後に記帳した日から3年間保存してください。

- 土着天敵を増殖を行う者は、増殖を行う規模等を記録し、3年間保存してください。

〔帳簿の作成例〕

土着天敵の名称：〇〇〇〇

年 月 日	適 用	在庫数量（頭）
令和〇年〇月〇日	増殖開始	100
令和〇年〇月〇日	確認	80
令和〇年〇月〇日	増殖終了	800

- 増殖した土着天敵を譲渡する者は、譲渡年月日、譲渡先、譲渡量を記載し、3年間保存してください。

〔帳簿の作成例〕

土着天敵の名称：〇〇〇〇

譲渡年月日	譲渡先（所在地）	譲渡数量（頭）	在庫数量（頭）
令和〇年〇月〇日	〇〇農園（〇県〇市〇番地）	100	500
令和〇年〇月〇日	〇×農園（〇県△市〇番地）	200	300

6 保管庫及び陳列棚の農薬が、紛失・盗難に遭わないよう、厳重に管理してください。また、農薬でない商品とは区分して、適切に陳列・保管してください。

- 保管庫及び陳列棚の農薬の紛失・盗難防止のため、農薬の保管等については施錠できる施設で適切な管理を行ってください。また、毒物・劇物については「医薬用外」「毒物」「劇物」の文字を表示してください。
- 他の商品（食品、不快害虫用薬剤、農薬でない除草剤、等）と区分して陳列、保管して下さい。
- 温度の高い所、光を受ける所、湿度の高い所には保管しないようにしてください。
- 農薬の紛失・盗難に気付いた場合、直ちに警察に連絡してください。

7 農薬取締法の最新情報は、農林水産省のウェブページを参照してください。

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

（連絡先）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県 農業水産局 農政部 農業経営課

環境・植防・肥料農薬取締グループ 電話052-954-6411（ダイヤルイン）

（毒物・劇物に関することは、最寄りの保健所へご相談ください。）

農薬として使用することができない除草剤 の販売・使用に関するお願い

？「農薬」とは

- 農作物等を害する病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤や農作物等の生理機能の増進・抑制に用いられる成長促進剤等の薬剤をいいます。
- 国がその品質や効果、残留などを審査し、定められた使用方法により、農作物や環境などへの安全性が確認されたものを、農林水産省が登録します。
- 登録農薬には、容器・包装に『農林水産省登録第〇〇〇〇〇号』の記載があります。

？「農薬として使用することができない除草剤」とは

道路、駐車場、グラウンド等において、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理の目的以外で使用される除草剤です。

☑ 容器・包装への表示義務

除草剤の容器・包装に「農薬として使用することができない」旨の表示が必要！



☑ 店頭における表示義務

店舗の見やすい場所に「農薬として使用することができない」旨の表示が必要！

！ 販売者へのお願い



「農薬」と誤解して購入されないよう、「農薬として使用することができない」旨を、商品や店舗において、分かりやすく表示、陳列してください。

分かりやすい表示例

こちらの商品は、農薬として使用することができません。農作物や庭木・花き等の植物の栽培・管理には使用できません。

誤解を受けやすい表示例

こちらの除草剤は、非農耕地専用です。
農耕地には使用できません。



☆インターネットで販売する場合☆
販売サイト上で農薬として使用できない旨を記載するなど、分かりやすい情報提供をお願いします。

1

店頭での表示

・農薬ではありません。
・農作物や庭木・花き等植物の栽培・管理には使用できません。

2

商品での表示

除草剤

農薬として使用することができません。

3

農薬と区別し陳列



！ 購入者・使用者へのお願い



農薬に該当しない除草剤を、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培管理のために使用することは、農薬取締法で禁止されておりますので、ご注意下さい。



MAFF

(問い合わせ先) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室
電話番号：03-3501-3965